

令和5年度 地域型住宅グリーン化事業
Ⅱ期先着順方式について

令和5年11月29日
一般社団法人 北海道ビルダーズ協会
事務局

令和5年度地域型住宅グリーン化事業のⅡ期開始にあたり、下記の通りご案内いたします。11月20日にⅠ期が終了し、Ⅱ期についてはⅠ期中に物件登録されなかったことにより失効した全国のグループの配分額等を原資に実施枠を設けます。ただし、実施枠毎に予算が無くなり次第終了となります。

《Ⅱ期開始について》

- 物件登録開始 令和5年12月7日（木）14時から（事務局担当者が登録）
- 交付申請提出期限 物件登録後20日以内（最終は令和6年1月31日（水））
- 完了実績報告提出期限 令和6年2月9日（金）※延長あり
（※昨年の目安から令和6年9月末頃の見込み予定）

《注意事項》

- 1,Ⅱ期は『通常タイプ』のみで実施し、加算枠に『若者・子育て世帯加算』が再開します。
- 2,補助金額については、Ⅰ期と同様（「通常タイプ」の金額です。「こどもエコ活用タイプ」と間違わないようご注意ください。）で変更はありません。（マニュアル：第1章＜共通事項＞（第2版）1-15頁を参照ください。）
- 3,配分申し込みができる物件は、令和5年7月3日以降に着工し、請負は請負契約を提携した後に着工した住宅、売買は売買契約の締結かつ着工済の住宅が対象。
- 4,工事完了後の交付申請は可能です。
- 5,一度に配分申し込みをする戸数の制限は設けませんが、1事業者当たりのタイプ別補助金上限戸数は7戸までです。（複数申し込みの場合、配分申込書に優先順位を記載ください。）
- 6,交付申請時にBELS申請中の場合は、評価機関のBELS申請受付書（申込書）等の書類で交付申請が出来ますが、交付決定はBELS評価書提出後になります。（対象：ゼロ・エネ住宅 ※長寿命型は令和4年9月30日以前に長期優良住宅認定基準で認定書を取得した物件はBELS評価書の提出の対象となります。）
- 7,「地域住文化加算」については、グループルールとなっています。加算枠に希望していなくてもルールに則って事業を進めてください。
ただし、加算枠に希望していない場合は、完了時実績報告時にグリーン化事業で示している「完成写真」「平面図、立面図等」の提出は求めません。（グループルールの「ク」についての納品書は提出していただきます。）
- 8,グループ内で物件登録後に失効が3件に達したグループは、それ以降、物件登録ツールが1週間凍結されますので、キャンセルがないようお願いいたします。